

四日市市告示第81号

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第215号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。	附 則 (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第407号）	(略)	
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱（平成29年四日市市告示第212号）	(略)	

(略)

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第407号）	(略)	
<u>四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱（平成28年四日市市告示第215号）</u>	<u>第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第7号様式</u>	<u>第7号様式については、署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。</u>
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱（平成29年四日市市告示第212号）	(略)	
(略)		

(商工農水部商業労政課)